

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成25年12月6日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅沢庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1	議案第86号	かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
	議案第87号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
	議案第88号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第89号	職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びに

かすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 1 1 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 1 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 議案第 1 1 4 号 市道路線の変更について

日程第 3 請願第 6 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 8 6 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第 8 7 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第 8 8 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 9 号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 9 0 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 1 号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 2 号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 3 号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 4 号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 5 号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 6 号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 7 号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 8 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 9 号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条

- 例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

---

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

## 日程第 1 議案第 86号ないし議案第 113号

### ○議長（鈴木良道君）

日程第 1、議案第 86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてないし議案第 113号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 28 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6 番 小松崎 誠君。

### ○6 番（小松崎 誠君）

おはようございます。

私のほうからは、議案第 110 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、債務負担行為の補正に関して質問をさせていただきます。

この債務負担行為は霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業として 3 カ年で 1 億 692 万円の限度額で債務負担行為を設定する考えのようでありますけれども、運行の方針と算出根拠を伺います。

また、運行ルート等がわかる資料の提出を求めていますので、それに沿った形でご説明していただければと思います。

### ○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

### ○教育部長（金田康則君）

それでは、小松崎議員のご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦中学校のスクールバスにつきましては、統合により負担がふえることになる生徒が元気に学校生活を送ることができるよう運行することとしております。今回債務負担行為の補正としまして計上させていただきましたのは、当該スクールバスの運行を委託するためのもので、来年 4 月の開校から円滑な運行ができますよう、3 年間をめぐとして運行業務の委託契約を進めるためのものがございます。運行方法につきましては、統合によりほとんどの生徒の通学距離が長くなる北中学校区内の佐賀地区、安飾地区のうち、通学距離 6 キロメートルとなる集落を対象として、希望者に対して無償で運行するものがございます。来年度の対象生徒を 73 人と見込み、中型バス 3 台での運行を見込んでございます。運行日は普通の日で 200 日、休日等の部活動を 160 日と見込んでございます。便数については、普通の日朝の登校時に 1 便、夕方下校時には部活動の状況により 2 便を運行することを想定しております。また、休日は午前と午後、部活動に参加する生徒を送迎することを想定しております。

以上の内容で、運行を委託するために必要な費用として 1 台当たり年間 1100 万円で 3 台分、消費税 8% を加えまして 3465 万円となります。さらに、3 年間継続して運行するため期間を 3 年間とし、3 年間の合計として限度額を 1 億 692 万円といたしました。これは対象区域の生徒全員が利用を希望した場合の限度額となっておりますので、実際の希望者数に応じて台数、費用は変更

となる場合があります。

また、財源としましては5年間ではありますが、国のへき地児童生徒援助費等補助により2分の1の交付を見込んでおります。このような形で運行させたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、提出しました資料について説明いたします。

平成25年第4回市議会定例会、その議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）債務負担行為補正に係る提出資料ということで、資料1から資料6まで提出してございます。

まず、最初に1ページ資料1でございしますが、霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準でございします。これにつきましては、平成25年10月23日に開かれました南北統合中学校統合委員会で決定された内容でございします。内容を若干説明しますと、南中学校と北中学校の統合によって通学距離や通学時間が長くなり負担がふえることとなる生徒が安全に通学し、元気に学校生活を送ることができるよう通学を容易にするためにスクールバスを運行するという内容でございします。

スクールバスにつきましては、無料で運行となります。運行の区域でございしますが、現在の北中学校の通学区域に居住し、自宅から通学距離おおむね6キロ以上で利用を希望をする方という内容になってございします。また、6キロ以内の生徒であっても指定の停留所を利用することにより乗車できるものとしてございします。運行コースにつきましては2コースを想定してございします。1コース目は安飾、柏崎、田伏方面、2コース目が志戸崎、坂、有河方面でございします。バス停につきましては、集落または一団の集落に1カ所程度の停留所を設置して通学班を編成していただきまして乗車をしてもらうという計画でございします。

なお、学校までの乗車時間につきましては30分から40分程度ということで組んでございします。便数でございしますが、朝の登校時1便、夕方下校時に2便の想定でございしますが、下校時につきましては授業終了時間、部活終了時間の後の出発となるということで考えております。休日の部活動につきましては、登下校時に運行するという内容でございします。対象地区につきましては、資料に書いてありますように佐賀地区、安飾地区統合中学校からおおむね6キロを超える地区としてここに地区名を書いてございします。スクールバスの運行につきましては、当面3年間を目安とした運行でございしますが、その後学校、PTA等で見直しについて協議をいただくという内容になってございします。

次に、2ページ資料2でございしますが、霞ヶ浦中学校スクールバスルート別生徒数推計でございしますが、ここに3年生、2年生、1年生と書いてございしますが、これは平成26年度入学を想定してございします。ですから、現在の2年生、1年生、それと小学校の6年生の数でございします。佐賀ルートで全体で36人、安飾ルートで37人、合計で73人となっております。28人乗りで考えますと3台必要であるということで、今回3台という形でございします。

次に、3ページをお願いします。

資料3でございしますが、A3の折り返しとなっております。霞ヶ浦中学校スクールバス停留所案でございしますが、これにつきましては図面の中でアイウエオ表示になっているものにつきましては、安飾、柏崎、田伏ルートということで、こちらの利用で全体で37名を想定してございします。アルファベットのABC表示となっておりますのが、志戸崎、坂、有河ルートということで、こ

ちらは全員が乗ると36名という想定でございます。

また、時刻表につきましては、これも全て案でございますが、霞ヶ浦中学校に8時までにつくような時間の設定でございます。現在の授業開始、学校の開始につきましては8時10分ぐらいから活動が始まりますので、それまでには着くようにということで8時を目安としてございます。なお、このバス停留所につきましては実際のバスを利用する方が決まった後に、霞ヶ浦中学校スクールバス調整委員会等の組織化を考えておりますので、この調整委員会の中で調整していただくということを考えております。

次に、4ページをお願いいたします。

資料4でございますが、これは霞ヶ浦中学校区内の通学距離の目安を表示してございます。各集落の施設と統合霞ヶ浦中学校が設置されます現在の南中との間の距離を測定したものでございます。画面のほぼ真ん中から左側ですね、こちらが現在の南中学校区になります。上から穴倉小、真ん中南中学校の脇に美並小学校、下大津小学校、牛渡小学校、これが現在の南中学校区でございまして、一番遠い方は巾木免というんですか、あそこですと8キロから走る子どもが出てきます。また、有河地区につきましても若干遠くなっております。北中学校区につきましては志士庫小学校、安飾小学校、佐賀小学校の3つでございまして、この中で一番遠いのは沖ノ内地区というんですか、ここが8キロ以上、それと坂、有河地区がやはり8キロを超える、志戸崎あたりも8キロを超えるということでかなりの距離がやはり遠くなると見込んでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資料5につきましては、霞ヶ浦中学校スクールバス運行业務委託仕様書（案）でございます。補正予算で債務負担を可決いただいた後に、このような仕様書を持って委託事務を進めていきたいと考えてございます。業務内容につきましては、霞ヶ浦地区の各停留所から霞ヶ浦中学校間の中学校生徒の送迎、委託期間につきましては平成26年4月1日から29年3月31日の3年間とする。運行内容、車両につきましては中型バスということで、年間稼働日数は360日程度、運行台数は3台。ただしこれは利用申し込みによりましては変わるという内容でございます。1日当たりの運行回数としましては、平日は午前1回、午後2回、休日及び休業日の運行は午前2回、午後2回ぐらいを想定してございます。

6ページをお願いいたします。

運行ルートにつきましては、先ほど来説明しました2コースを想定してございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資料6でございますが、これにつきましてはスクールバス運行等に関する経費負担及び財源等についてということで、今回考えておりますスクールバス運行に伴う予算措置の中で財源として国の補助制度の活用を考えてございます。まず1つ目でございますが、地方交付税の算入措置が想定されます。スクールバスの運行費ということで1台当たり約560万円というような枠が入ってございます。それと特定の状況に対する補助制度ということで、これは遠距離通学対策でございまして、へき地児童生徒援助費等補助という国の補助制度を使って遠距離通学費の中で補助要件としましては全ての条項が該当する場合というふうな条件が付いていますが、中学生であれば通学距離が6キロメートル以上、人口の過疎減少に起因する学校統合、前年度地方交付税の交付を受けた団体であること、負担する交通費が年間30万円以上ということで、補助経費としまして

は市町村が負担した交通費に対しまして5年間ではございますが2分の1の補助が出ると、こういう制度を使いながらスクールバスの運行に努めたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今のスクールバスの運行基準、これは決定事項ということでお話しされましたけれども、そもそもこのスクールバス運行概要、議会という正式な場所で聞いたのはきょうが初めてなんですよ。

今まで私は個人的に情報を収集してきましたけれども、この保護者に対しての説明会、これ私は聞いているところでは12月19日にするというふうには聞いているんですが、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

保護者に対する周知でございますが、ご質問の12月19日といいますのは中学校の入学説明会があるという日でございますので、利用者全ての方に説明するという内容ではないと思います。ただ、このスクールバスの運行につきましては、これまでに中学校の保護者に対するアンケート、あるいは小学校5、6年生の保護者に対するアンケート等を通して、この運行ルートでありますとか、そういったものはお示しした中で意向等の調査はしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは皆さんを集めて説明会を行ったというわけではないですね。それから、きょう私が聞かなければこの概要の中身というんですか、これが話してもらえなかったわけですね。それで、正式に説明するとなれば、まだやっていないということですから、私たち議会が債務負担行為の議決後に正式に説明するという形になりますよね。もう、私たちは内容も知らされなくて議決すると、こういう仕組みになってしまうのではないですか。それで保護者の皆さんから問い合わせがあれば議会で議決したんだからということを経にとつて、無理やり納得させるつもりではなかったんですか。一般常識であれば議会の開催前に十分に保護者に対して説明会を行って、それからその意見を議会に報告して、それから議決をもらうというのが筋ではないんでしょうか。きょうですよ、聞いたのこの内容。これは常識でしょう。本当に順番が逆なんですよ、やっていることが。議員の皆さんいかがですか、議会がないがしろにされているんですよ。もちろん市民や保護者の皆さんも無理やり納得させられる内容になっているんです。そう思うのは私だけでしょうか。

ここで伺いますけれど、どのような真意があつてこういう金額が出てきたのかまずお聞きします。

○議長（鈴木良道君）



教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

この金額の算出でございますが、先ほどご説明しました仕様書案、こういったものを検討する中で参考的な見積もり、あるいは周辺の例えば、石岡市さんの運行経費等を参考にしまして、おおむねの事業費を算出いたしました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ちょっともう少しはっきり答弁できるようにしますよ。では、統合中学校が新しく設置されることになりましたよね。なぜ北中の6キロ以上だけがスクールバスの対象となるんですか。南中の方々の通学コース、これは対象とならないんですか。なぜ、取扱いに相違があるのか伺います。それと合わせて、父兄から、保護者ですね、提案によってこれを決定したんですか。それとも行政から提案して決定したのか。明快な回答をお願いします。これは教育長。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は議会をないがしろにしたつもりはさらさらありませんし、議会は大変重要な決定機関だと思っておりますが、結果としてこういうことになってその案をお示ししたのがきょうになってしまったということについては重々おわびしたいと思っております。

この南、北中学校のスクールバスの運行については、先ほども部長から統合委員会という組織があってそこで検討したという話ありますが、そのとおりでございまして、いろいろな意見が最初は出ました。7キロがいいんじゃないとか、いや6キロがいい、4キロがいいというような意見も出ましたが、最終的には現在自転車で通学している南中学校の生徒はそのまま自転車で通学してもらおう。そして、学校が変わる北中学校の子どもらについては6キロ以上という線を書いてスクールバスを運行しよう。というのは、南中学校で8キロとか7キロとかいうところを実際に通っている生徒もおりますし、そういう公平性を考えればやはり6キロの線で行くのがいいのではないかという意見が大方でございました。私も統合委員会の決定を支持したいと考えているところであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

教育長、先ほどの提案が行政からしたのか、もしくは保護者、もしくは統合委員会。初めから統合委員会が北中だけを対象にして検討されたんでしょうか。この地図を見ますと巾木免は8.2キロもあるし、牛渡、有河のほうでは8.1キロもあるんですよ。こういうのは教育長、疑問に思わなかったんですか。北中だけやればいいと思ったんですか。同じ税金払っているんですよ、市民が。南中が同じ場所にありますがけれども、霞ヶ浦中学校という新しく学校ができるんですよ、新しく。そうしたら対象は両方でなくてはおかしいじゃないですか、この辺の考えどのように考えているんですか。それから、統合委員会にそういう話をしたんですか、しなかったんですか、

お聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

そういう話は何度も出ておまして、ですが統合委員会の中でも現在通っている子どもについてはそのまま通ってもらおうということになったわけでありませう。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

統合委員会にお願いして、忙しい時間の中で検討していただいたんですから、これは本当にご苦労さまとしか言いようがないですけども、客観的に見ても教育長の立場だったらみんな子どもは同等に扱わなかったらおかしいんじゃないですか。それを疑問に思わなかったんですか。もう1回答弁。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も南中学校の校長をやっておったときに、平教員でも勤めておりましたが、遠くて大変だなと思っておりました。危険箇所も南中学校区たくさんあります。ですが、子どもたちは頑張って通学している、これはこのまま続けてもいいのではないかと、そう考えました。環境が変わる北中学校区の子どもはやはりスクールバスでケアしてやるしかないんじゃないかというふうに私も思いました。今回ここでもし見直しということになれば、全地域もう1回見直すしかないと思っておりますが、今までの考えではやはり子どもたちの頑張りを私は認めて、このまま南中学校は自転車通学ということでもいいんじゃないかと思っておったところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

精神論で言ってもらっては困るんですよ。この前、実際に走ってみたことあるんですか、自転車やったことありますかと教育長に言いましたよね、教育長からお電話いただいて。そのあと、要望書を持っていったときに、「行ってきましたよ」と誇らしげに教育長言っていましたよ。

「きょうも時間ありますから議員一緒に自転車でいきますか」こういう言い方ですよ。私に顔を向けるのではなくて、子どもの立場になってやれば当然みずからも行って見てどうなのか。統合委員会にもできれば車ではなくて自転車で走ってみていただけないかとか、こういう話だってできるわけではないですか。その姿勢が子どもの立場に立っていないんですよ、教育長。

角度を変えてちょっと質問しますけれども、本当にこれは格差が発生しているという意味では不安が広がります。このスクールバスの問題は1つの地域の問題ではなくて、市全体の学校統合に大きく影響を与えるものだと思います。それに対して行政が真剣に取り組むかどうかを試されているということなんですよ。また、債務負担行為は3年間で1億692万円、年間になると3564万円ですよ。今度統合されれば今、中学校の管理費は4つの中学校で1億2800万円。これを単

純に4で割れば3200万円浮くわけです。この財源があるんですから、これをスクールバスに回せば全域カバーできるじゃないですか。それから市長、学校給食を無料化する、これ1億6000万円かかるんですよ。そういうお金があるんだったら、子どもたちの安心・安全の通学のためにお金を使えばいいじゃないですか。保護者が請願書まで出しています。その保護者の心、生徒の心をスクールバスのほうにお金を回せば十分実施できる内容だと思いますよ。

もう1回聞きますけれども、これらのことを踏まえて6キロ以内にこだわらず緩和する考えはあるのか、全くないのか。教育長、市長両方答弁願います。

**○議長（鈴木良道君）**

教育長 菅澤庄治君。

**○教育長（菅澤庄治君）**

私は要望を聞いたときに、馬場の生徒であるということで小松崎議員さんから言われたから行ったということもありますが、自転車で暗いところを2、3回行ってまいりました。市の職員も1週間ぐらい続けて行ってきました。それで、その馬場の子どもをどうするかと私も非常に悩みましたが、距離からいうと4キロから5キロである。それから南中学校へ通う通学路は、まず志士庫小学校の前から消防署のところまで、これは広い道路ができております。寂しいのは寂しいです。坂道もあります。ですが、西成井の子どもたちが今志士庫小学校に通っている通学路であります。それから先、今度は消防署から毘沙門堂を通って南中学校にまっすぐ行く。これは細くて危険箇所もあるかもしれませんが、以前は西成井の子どもが利用して南中に通っていたこともあるし、今度は志士庫地区の子供のメインストリートになると思います。まっすぐ行って4、何キロで、私の自転車では30分かかりませんでした。そういうところであるので、やはりこれは自転車通学をしてもらえないかなと思っていたところでもあります。

ですが、こうして請願まで出て議会で見直しをしろと、もっと多くの子どもたちを乗せろということであれば、これはそれに越したことはないと考えております。学校長としては毎日子どもたちの安全が一番気になっているところでもあります。私も教育長になれば17校の子どもたちの、きょうは事故がないか、何もないのかといつも気にかけているところでもありますので、このスクールバスによってその安全が確保されるということであれば、また市当局の財政が許すということであれば、それは見直すべきかなと。統合委員さんにも議会の意向を伝えて、見直すというような方向で行くしかないと考えているところでございます。

**○議長（鈴木良道君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

このバス通学に関する報告は教育委員会から受けておりまして、設置されている学校統合委員会で、相当程度にわたる討議と検討を重ねた経過も聞きました。6キロというところで、しかも南中に既に通っている子どもたちは対象にしないということと、それから北中学区の何キロで線を引くかという点については、1つ国の基準が、560万円の補助金が出る基準が6キロに設定されているところから6キロと設定する意見が統合委員会でまとまったんだと、そういう報告を受けております。私はそれはそれで統合委員会の結論でありますので、教育委員会としてもそういう結論を出してきておりますが、請願書も出ているということも踏まえて、またあくまでもこちら

は案として出しておりますので、これで通していただきたいところはやまやまでありますが、初めての経験でもあります。こういう通学バスを回すということは、初めての経験でもあります。議員さん方にももう少し理解を深めていただくためにも議論を重ねていただく。近隣の例であるとか、玉造とか土浦市等、石岡等の例もございます。例というか今からの例ですが、そういったところも十分あわせて検討いただいて、修正にはやぶさかではありませんが、1度統合委員会の報告とかを議員さんで聞いていただくのもいいのかなというふうには今も思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市民の要望に行政は応えていくのが仕事だと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。ただ、言葉尻をとらえて申しわけないけれども、この考えを直すことがあるのかと聞いたときに、そんなふうに見直しをしていくしかないと言ったんです。何かやらされているような言い方じゃないですか。「行きます」と何で言い切れないんですか。「見直していきます」とか、それを「行くしかない」。何か他人事のようにですよ、言われたからやるというような。言葉尻とらえるのは申しわけないけれども、それが全ての姿勢なんですよ、教育長。

次、市長も聞いてもらいたいんだけど、憲法第26条には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、「ひとしく」ですよ。さらには、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」となっているんですよ。つまり、子どもには必要な教育を大人に対して要求する権利が保障されているんです。だからこそ、経済力によって教育の質が違ってはなりませんから、教育基本法第3条の教育の機会均等では全て国民は等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないとなっているんです。このような格差を、今の話を聞くと行政みずからが意図的に計画しているようにしか私は受け取れません。こんなことが果たして許されるのでしょうか。このような憲法の精神とした教育の機会均等に対して教育長の見解を求めます。あわせて市の最高責任者である市長にも答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

憲法に示されていることはまことにそのとおりで、機会均等ということは、これは大事なことであると思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の質問の趣旨を踏まえまして、議会でもまだ時間ありますから、委員会等でも十分議論を重ねていただいて、私もその結果を踏まえまして検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

まあ、もうそろそろ終わりますけれども、特別委員会というか議案審査委員会が設置されますから、そこで詳しいことはやりますけれども、本当にこれは保護者、生徒が切実に願っていることなんです。ましてや北中だけではなくて南中の人も、今度霞ヶ浦中学校になりますけれども、巾木免や牛渡、有河の方も8キロ前後の通学距離を有するわけですよ。そういう子どもも含めて見直しをしていただかないと、本当にこのかすみがうら市はおかしいと思われれますよ。ですから、もうちょっと子どもの立場に立って前向きな検討をお願いしたいと思います。

これをお願いして終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の質疑を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私のほうからは議案第93号から108号までの消費税8%に対応するための手数料改定に伴う議案について質問をさせていただきます。

内容としましては、端数処理についてでございます。消費税率を5%から8%へ引き上げることが確認されたことから、当市の公共料金等について8%の消費税分が転嫁された料金改定案が今般提示されましたが、端数処理について市として統一された方針のもと、合理的かつ明確な方法で計算されていなければなりません。端数処理についてどのような方針のもとに料金の改正案を決めたのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

基本の方針としましては、消費税が導入される平成元年の前の施設につきましては、大もとの使用料というのがございます。そこから転嫁前の料金に対して経過を追いながら8%を乗じる方法を基本としております。

それから、平成9年の消費税導入につきましては、それ以降に設置された施設がございます。既に消費税が5%であるということから5%を差し引き、現在までの転嫁と転嫁前の金額としたものを基本としてやってまいりました。端数につきましては明確な国のほうの処理については示されておりませんが、そういうことで基本的には最終的に10円未満の端数を切り捨てというような形の方針のもとにやらせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

その基本的な方針というのは、庁内で市長決裁をいただいて通達されているものなんですか。全然そういう通達、方針等はないということによろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

通達というよりは、財政課のほうからこういった国からの指導のもとによりまして、課内の通知の中で各施設の使用料を設定する担当部局が分かれますので、そうしたところに通知を出しまして、そのあと各担当部で精査していただきまして、そういったものが今回提出されているというふうに理解しております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私のほうで今回提案された議案の中で手数料が改正になった全項目353件あるんですが、それを全て横にらみをしてみました。参考に皆様のお手元に資料をお配りしていると思います。それをごらんいただきたいんですが、まず2分の1 ページのグラフのほうですね。これを見ていただけますか。上の表が現行手数料が3%の消費税を転嫁したのから8%へ改定、改正した場合。今回の議案で提示された手数料と単純に1.08%を転嫁した現行の3%の消費税割り戻して8%を転嫁した数値と比較しますと、ここにあるように5.44、5.24、5.34、5.24と端数が切り上げているものがあるわけですね。おおよそのものがこのグラフで見ますとゼロ値にある、またゼロ以下切り捨てですね、になっているにもかかわらず切り上げているものがある。下のグラフは現行価格が消費税5%から今回8%に見直したものを同じように試算した場合に、今度は1.14円から最高で5.71円切り上げているんですね。これをどう見るか。切り上げということは、単純に言うとな使用者に対する負担になるわけですよ。8%以上の負担を求めているというのがこのグラフでわかるんですね。言いかえますと便乗値上げではないですか。そういうふうにも取れるんです。なぜこのような改正案が出てきたのかお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

各施設ごとによりまして実はその消費税導入が平成3年に3%、それと平成9年に5%転嫁ということはご存じのとおりと思いますが、その中でも市の施設においては平成9年の5%転嫁時に転嫁させていなかった施設というのがございます。そういったことから今回転嫁と、8%消費税のところでも適正な転嫁を求めたという考え方をしました。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

市長公室長は最初の答弁で10円未満を切り捨てたと発言しているんですね。全然切り捨てていないじゃないですか。ということは市長公室長の認識と、実際各部局でやった計算がマッチしていないということですね。それはもう明らかに間違いですよ。加えて私のほうから申し上げたいのは、お配りしました資料の裏面を見ていただきたいんですが、下段の中ほどから上の表はこの値上げをしているもの、いわば切り上げているものが全部で47件あります。そして、さらに気がついたことは、下の表の点線で囲っている部分ですが、二重価格になっているんです。1つ見

ていきますと、現行700円の手数料が改正後は710円と720円というのが今回提案されているんですよ。同じように1,200円、2,000円、2,400円で二重価格になっているんですよ。財政課が通達したものでやったと言いながら、一切統一されていないわけですよ。ということは各部局にまかしたままで、総括する市長公室のほうでは一切検証していないと言わざるを得ないですよ。検証したんですか、していないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

今回修正のもの、3点ほど修正をかせさせていただきました。そういったところで財政の当局としても1度見ていると思っています。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

財政のほうで見ていると思うのではなくて、公室長がその部局の責任者でしょう、見ていないんですよ。

市長にお伺いしたいんですが、このように民間の価格の設定とは違いますよね、公共施設の設定は。こういう中で現行価格は消費税込みの総額表示になっています。それから今回8%に変わったという総額表示にしたときに、市民だって私がしたような同じ計算をするんです。そうしたときに切り上げられているものを見れば便乗値上げではないかと言われてしまうんですよ。そういう見方をされるということはやはり避けなければいけないと思いますね。それから、二重価格になっている、これも明らかにおかしいですよ。市長、どうですか。このおかしいなと私が指摘している議案について撤回して修正するつもりはありませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も今この表を初めて見させていただいたんですが、確かに現行700円のが710円と720円になっていると、こういった例が幾つかあるということではありますが、ちょっと内容が私もよくわからないんですが、確かにこのとおりであるとすれば修正して出し直したいと思いますが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

数字ですから、数字は計算すればうそはつかないわけですよ。ですので、やはりこういう部局によって差があるような修正を、改正をするというのはおかしいので、しっかり確認をして早急に見解を出していただいて対応していただきたいと思います。

私からは以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 川村成二君の質疑は終わりました。

通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、まず第1に議案第87号 太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてお尋ねをいたします。

この議案は9月の定例議会で否決された議案だというふうに思いますが、その違いはいわゆる固定資産の軽減ですね、これが5年というふうにしただけなのか、ほかに何か別にあるのか答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

5年とただけかというご質問にお答えいたします。

去る9月の第3回定例会においてご審議いただき、いろいろなご意見をいただいております。ご質問のとおり、今回適用期間の見直しを行ったものでございます。具体的に申し上げますと、条例の第3条 特例措置の適用期間で太陽光発電設備が設置された土地に対して新たに固定資産税が課することとなる年度から5年分の固定資産税に限りということで見直しを行っております。これまでは国における再生可能エネルギー固定価格買取制度と同じ時期の20年でございましたが、今回5年分へと適用期間を短くしたものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ意見が出たということですが、20年について5年にしたと。これ20年を5年にしたのはいろいろな意見の中の1つ、20年ではだめだという意見だと思いますが、5年にした理由は何かありますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それではお答えいたします。

全国の自治体で実施してございますが、今回適用期間を見直した条例案を上程させていただきました。太陽光発電設置関係に特化した政策について調べましたところ、茨城県内の市町村にお



いては該当する事例は見つかりませんでした。全国的に見ますと福岡県の大牟田市、みやま市において固定資産税の軽減課税を実施しております。適正期間は3年でございます。また、滋賀県の守山市においては固定資産税の償却資産に限って5年の課税免除を行っており、福岡の宗像市では固定資産税すべてにおいて5年間の課税免除をしているところでございます。さらに、大阪市において関西イノベーション国際戦略総合特区として地方税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税を10年間免除しております。最初の5年間は最大で全額免除、残りの5年間は2分の1ということでございます。12月から施行されているとのことでございます。

また、9月第3回定例会後の10月から11月にかけて、条例案の内容について問い合わせがございました。神奈川県小田原市、香川県高松市、山梨県北杜市、また県内では稲敷市の4市から遊休地利用の観点から太陽光を利用した発電施設の設備の推進が注目されているのではないかと分析されております。以上、4市からこういう問い合わせがあったということなので、これを参考にするかどうかわかりませんが、前向きな関係で問い合わせがあったと感じております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大牟田市が3年ですね、守山市とか宗像市ですか5年、大阪は10年の中の5年というのはどういう意味なのかわかりませんが、そういうほかのところの実施例を見て5年というふうに決めたということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

そういうことで、5年ということで決めさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ほかにいろんな意見があったんですけども、私も意見を言いましたが、そのほかの意見については検討はしておりませんか。期間だけですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

特化して太陽光のみの土地の減免と、不均一課税の上程でございました。その中で佐藤議員さんのほうからは風力、火力、地熱等についても再生可能エネルギーいろいろなものがあるのではないかとご指摘はいただいております。ただ、風力、水力、地熱ということでございますけれど、風力については近くに失敗例とかございますし、また水力、地熱についてはやはり水力を利用するものとか地熱を利用するものについては地域的に集中するというものもあるよう

でございます。そういう中で送電線の関係とかそういうものも課題になってくる状況がございます。そういう関係から言いますと、太陽光発電につきましてはいろいろ地区の限定がないというような判断もございまして、これを推進すればということで判断させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全国的に自治体の実施例が少ないですね。当市がこういう提案をしたと、そうしたら4市から問い合わせがある。合計しても2桁にならないですね。市長、これは実際に固定資産の軽減について広がっていないと思いますが、これはどういうふうに、広がっていないのかそういうことについてはどう考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市においては全国的にも珍しい脱原発宣言をやっております。これはいわゆる原発のトイレなきマンション論に基づくものでありますが、これを全国に先駆けて標榜する以上は、やはりそれ相応の自然エネルギーへの転換を促すための政策を実施する必要があるとの政治的判断によるものであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

脱原発の宣言をした当市はやはりそういう意味で再生可能エネルギーに力を入れるということで、これが1つの政策的判断だというふうにおっしゃったと思うんですね。ただ、一部の地権者というところにやはりひっかかる場所があるというふうに私は思います。

次に移ります。

議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

今回の条例の制定は、東日本大震災における被災者自治体に市の職員を派遣するために単身赴任手当と赴任の旅費に関するというふうの説明されたと思うんですね。これまで当市から被災自治体に職員の派遣はあったのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

89号の今のご質問にお答えをいたします。

東日本大震災における災害自治体へ当市からの職員の派遣があったかの質問につきましては、長期的な派遣で単身赴任手当と赴任旅費の対象となるような派遣はこれまで行っておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

長期的なものだけを聞いているわけではないんだよ、短期的だっていいんだよ。被災自治体に職員を派遣したことがあるかというんだから、長期的なことだけではなくて短期的だって、例えば1週間だとか1カ月とか行っている職員がいるかということですよ。当然でしょう、答えはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

災害派遣になりますけれども、消防におきましては、以前の議会でもご説明してありますけれども、3月25日から4月10日まで延べ16日間、これは4班編成で4泊5日という形で延べ21人を災害派遣ということで福島県の消防学校のほうへ派遣しています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月25日から4月10日、16日間で4班で延べ21人というふうに言いましたけれど、このときはどういうふうな条件でこの派遣の手当というか、ことはやられたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

派遣に伴う経費につきましては、国の総務省、消防庁からの通知に基づきまして後日請求してあります。なお、旅費等の請求等はありません。あくまでも職員の時間外と燃料、その他最低必要な部分の請求というようなことを国のほうから来ましたので、旅費関係の支給の請求はございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で国のほうの要請があったので総務省のほうに請求をしたということだというふうに理解したいと思うんですけども、今回の長期にわたるものかどうかも含めてこういう要請があった場合に、やはり全国的にこういう問題があったので国が1つの基準を決めたということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の条例の中身としましては、国の基準に準じて作成をしてございます。東日本大震災だけがこれに該当するというものではございませんで、この条例が制定された以降はこれに基づいて震災を受けた地域以外においても、そういったことがあればこの条例に基づいて派遣をされると

ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、やむを得ない事情により単身で生活することという中身があったんですが、市の命を受けてというものなんだと思うんですけども、このやむを得ない事情というのは特別市から職員に派遣の要請があった以外にも何か特別な事情も含まれているというふうに理解するべきなんでしょうか。そういう特別な事情というのは大体どういうのが例として挙げられるでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

単身赴任手当等の要件の中に、やむを得ない事情によりということ配偶者と別居し単身で生活を常とする職員に支給するのがやむを得ない事情かと思えますが、規則で定めることとしておりまして、具体的には父母等の介護が必要な場合、子どもの学校の都合や配偶者が引き続き就業を要する場合、あるいは持ち家の管理など配偶者と別居する必要があることをやむを得ない事情ということとして規定をしております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、やはりいわゆる市の命を受けてということ以外にも今言った介護で親を見なければいけないとかというそういうこととか、例えば奥様が教員というか、国家公務員か何かで別居せざるを得ないということ、そういう意味も含むということになるでしょうか。ちょっとこの点についてよく理解ができないんですけども、もうちょっとわかるように説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

派遣については当然市からの命に基づいて派遣をされるわけでございます。ただ、当然家庭におきましていろんな事情があるかと思えます。先ほど申し上げましたような内容で、今、議員さんおっしゃられたように例えば奥さんの就業ということであればその勤めをやめてまで一緒に行かなければならないということになると大変なことであろうかと思えます。ということをやむを得ない事情という中にはそういった引き続き就業を要する場合ということに含まれております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、市の命を受けて派遣、そのときに別居みたいな形にならざるを得ない場合はこれの適用をするということで理解してよろしいですね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第90号なんですけれども、かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正の問題なんですけど、今回の改正は55歳以上の職員を対象としております。当市の対象人数、そしてこの改正によって給与にどのように影響するのか、その試算結果ございますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

55歳以上の職員の対象人員及び給与への影響する試算についてでございますが、対象人数としましては94人で、影響額が対象者全体の給料月額で10万8000円、これを年間にしますと172万円というような金額になります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人が対象になって月額10万8000円マイナス、年間172万円。これだけ下がってしまうということなんですか。もう一度ちょっと数字的に確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今申し上げました数字は94人の職員全員で年間172万円の額が下がると言いますか、上がらないと言いますか、そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人で全員で172万円が上がらなくなるよということであると、94人で割るとそれが今言った10万8000円なんですか。ちょっとよくわからない。172万円を94人で割ったら幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

すみません、答弁が漏れておりまして申しわけございません。

94人で1月が10万8000円という計算でございますが、これに12か月分とボーナス分も含まれますので、そういうことで計算をしますと全体で172万円ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人全体で月額10万8000円上がらなくなりますよと、総額的に全員94人で172万円ですということですね。ちょっと説明が中途半端でわかりにくかったですね、そういうことだと思いますけれども。それでは標準の勤務成績では昇給しない。勤務成績が特に良好、極めて良好の場合も昇給号給数を現行より抑制。何かよくわからないんですけれども、これどういうことですか。簡潔に説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまのご質問にお答えします。

勤務成績が極めて良好である職員という場合には、4号給を昇給するわけですが、改正後はその半分の2号給しか昇給しないと。それから、成績が特に良好である職員の場合には改正前は3号昇給しましたが1号に抑制すると。あとは、成績が良好である職員につきましてはこれまでは2号昇給しましたが昇給なしということでの抑制ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

詳細を見るとそういうことがわかるようになっているんですね。例えば今言った本来ならば4号ぐらい上がるのが半分に抑制されるとか、3号に上がるのが1号だけしか上がらないとか、まるっきり上がらないとか、成績の基準によって抑制をするというふうには何か理解できるように思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

人事院の考え方はそういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、次91号です。

かすみがうら市の長期継続契約を締結することについての一部改正なんですけど、長期継続契約の具体例と今回改正の必要性についてお伺いしたいと思います。なぜ今回この改正が必要になったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の改正につきましては、まず必要性でございますが、これまでの条例におきましては、規則への委任条項がございませんでした。そういうことございましたので、今回条例を改正しまして規則への委任条項を設けて、規則の整備によって運用の明確化を図りたいというふうに考えてございます。それから、長期継続の具体例としましては、賃貸借契約に係るものにおきましてはパソコンであるとか複写機等の事務機器が代表的なものであります。

それから役務の提供に係るものとしましては、庁舎の警備業務や清掃業務、電話交換業務等の保守点検業務が代表的なものであろうかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

賃貸契約とかパソコンとかの契約、事務機器。ほかには長期契約があっても今回これは今までなかったと、そういう意味では整理をせざるを得ないということなんではないでしょうか。そういう意味では今までこれは気がつかなかったということでしょうかね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

条例がございましたので、自治法の施行令を受け条例で運用をしてこれまではまいりました。ただ、明確な規則でもってこういうものは継続契約にしようというものが明確になっていませんでしたので、改めてここで列挙をして長期継続契約とはこういうものであるというふうに定めたいということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回発生すると思われる長期継続契約については、今言ったパソコンの賃借料とか、それから事務機器ですか、それから清掃業務、こういうのが長期契約の締結を想定している中身なんではないか。そのほかにありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今、議員からご指摘いただきました内容については、これまでの運用で既に契約等が行ってきてございます。今といたしますか、今後想定されるものとしましては、例えばエレベーターとか自動ドアなどの保守点検業務等が考えられます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと私勘違いしていました。パソコンとかそういうやつが長期契約していたけど、ほかにも長期契約に適するものがあると。今言ったそのエレベーターの保守点検、そういうものなんかは長期契約すべきものなんで、これが入っていないからこの分で整備をしたいというふうに理解できますが、そういうことでよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今申し上げましたのは、今後そういうことが考えられるというものを列挙いたしました。あと、その個別的な案件としてこれからまた何か出てくるかと思いますが、そういうものにはこの規則をもとに対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それでは、議案第98号の消費税転嫁の問題。これは下水道、それから農業集落排水事業、ほかにもいっぱいありますが公共料金というか、生活に欠かせないもの、水道料金もそうですね。この問題について特にお聞きしたいと思うんですね。やはり下水道にしても水道にしても農集の使用料にしても、生活に欠かせないものであります。そういう意味では消費税を簡単に転嫁をしないで、消費税は仮に取らざるを得ないとしても実質的な引き下げというか、そのことによって据え置くというふうな方法を考えていくべきなんではないかなというふうに私は考えるんですが、1つまず98号の下水道の条例の一部を改正する問題でございます。今言ったように、下水道は生活に欠かせないし、やはり衛生かつ健康な生活をするために欠かせないものだと思うので、その下水道料金における消費税の3%アップ分の転嫁額の総額は幾らなんでしょうか。平成24年度の決算。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問でございますが、平成24年度決算ベースによる試算をいたしますと、消費税率5%から8%に転嫁した場合、増税率分による総額は914万3000円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

914万3000円が転嫁分になるよと。それで、水道会計、下水道会計は一般会計から繰り入れをしておりますよね。これ実際に繰り入れの実績というのはいろんな変動があると思うんですが、大体どのぐらいの金額で繰り入れをしているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。



○土木部長（山本恵美君）

下水道事業に係りましては平成17年度から24年度まで平均しますと年4億7826万5000円となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平均が4億7000万円だと。そこの高くなったり低くなったりしていますよね。そういう影響というか、差額はどのくらい、アッパーとダウンというか上限と下限、これはどのくらいなんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほどの数字は特別会計からの繰入金を差し引いた額でございまして、最高額につきましては平成23年度の5億3969万2250円、少ないものにつきましては平成22年4億3371万1910円となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、914万円という消費税の転嫁分が何かこの数字を見ると実際に5億円以上出した場合と4億3000万円未満と考えますと、これは意外と調整できるんじゃないかというふうに思ってしまうんですけども、仮に消費税増税3%やむを得ないという立場となれば市民に負担をかけないようにするには料金を引き下げるというやり方がある。そうすると一般財源から繰り入れを増額する。今言った914万3000円を一般財源から繰り入れをするというような方策もあるとは思いますが、やはり今の下水道の使用料をもっともっとふやしていくという、使用料金を総額で上げるという方法もあるかと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

この下水道事業だけでなく農業集落排水事業にも係りますが、この使用料収入の増収が必要不可欠でございます。そのためには下水道事業等に対してのご理解をいただき、なお一層の加入促進を図ることであります。また、現年度及び過年度を含めた使用料の収納業務を徹底して図る必要があると思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

料率を上げる、それから収納率を上げる、こういう方策今言いましたが、そうしますと、どれだけ使用量をふやせばいいのか、量ですね。これは加入と同じになりますが、加入がどのくらい率を上げるか。そうすると必然的に1戸当たりの使用量がわかりますよね。そうすると何戸あた

りあれば、加入をふやせばこの分の収益が改善されるのかということは試算していますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その試算は行ってございませんが、そのほかじかにコストの削減など、また長寿命化対策による施設等の機器メンテナンス、また管路の調査等が必要であると考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、実質的に加入をどれだけふやせば1戸当たり幾らだというのは大体平均わかっていますでしょうから、どのくらいの加入を促進すれば消費税の値上げもある程度抑えることができるという数字をちょっと検討していただきたいと思うんですよ。千代田地区は実際にもう加入が99%進んでいますので、いわゆる霞ヶ浦地区のほうの加入率を上げなければいけないと思うんですけれども、そういう数字について今度の議案審査特別委員会までに提出していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

24年度末と25年11月時点の資料は作成してございます。それを提出させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第99号も大体同様な中身なので、同じように後で資料等と検討した結果も議案審査特別委員会に提出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、わかりました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

108号の水道なんですけれども、同じ中身になりますが、これは一般質問もしましたけれど3%アップの転嫁額は幾らでしたっけ。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

消費税を5%から8%へ引き上げた場合、平成24年度決算をもとに試算しますと、収入総額9

億7070万7006円のうち95.2%の9億2420万6519円に消費税率3%分が転嫁されることとなります。総額で約2,770万円が転嫁されることとなります。そのうち給水収益の柱であります水道料金に転嫁されるのは約2,600万円と試算しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

水道料金に影響するのは2,600万円と。水道料金の引き下げについて私は何回も言っている中で、実は一般会計から水道会計に助成をしていますよね。私の記憶だと霞ヶ浦と千代田町が合併したときには総額で1億2000万円ぐらいだったような気がするんですけども、それ以降どんどん減らされていますがその経緯はどういう経緯なのかわかりますか。それで大体金額がどのくらいに下がっていますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

ただいまの平成17年度から今年度までの一般会計からの補助金の額についてお答えいたします。平成17年度1億2000万円、平成18年度、19年度1億1000万円、平成20年度、21年度、22年度いずれも9,000万円、平成23年度5,000万円、平成24年度4,200万円、本年度は3,700万円でございます。以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

合併時が1億2000万円、それからどんどん減って平成23年といいますと宮嶋さんが市長になってからかなというふうに思いますが、ここで極端に9,000万円から5,000万円に下がっているんですね。それからまた下がって今は3,700万円。今2,600万円転嫁するという、これを避けるには元に、1億2000万円まで戻さなくても改善できるんじゃないですか。実質的な一般会計からの繰り入れを行って実質上引き下げて消費税を転嫁して上げないという方法もあるかと思いますが、市長どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消費税の引き上げはこれは水道料金の引き下げとは全く関係ありませんで、消費税の、政府でも便乗値下げはまずいということで、政府自身もそうっておりますし、消費税についてはきちんと淡々と別枠で決められた数字は上げると、そういう方向であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国が言っているからの問題ではないんです。当市はどうかということですよ。当市はこれまで水道会計で改善をされて、これだけ厳しい中でも助成金を減らされても何とか経営をやってきた

わけでしょう。ですから、今別だ別だって、消費税転嫁していいですよ別に。便乗値下げというふうに、それは国が言うわけでしょう。便乗値下げして喜ぶのは市民じゃないですか。市民のために働くのが市長の役割じゃないですか。国のために働くんですか。そういうことなんですよ。今までどんどんどんどん削ってきたのは、特に今9,000万円から5,000万円にしたのは宮嶋市長でしょう。9,000万円と5,000万円と4,000万円じゃないですか。この必要なのは2,600万円ですよ。これぐらいは別に市民の生活を守るんだという立場で、国が便乗値下げはだめだというんではなくて、市民の生活を守ったという点では評価されるんじゃないですか、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

料金値下げと消費税のことについて、明確に私は別々なものであると考えておりますが、まず国が便乗値下げしてくれるなよと言っているのはこれは国の政策ですから、かすみがうら市もそうするという方針のもとにやっています。ですから、すべての使用料金については3%全部値上げするというスタンスでやっております。この際にいろんな施設の使用料を下げたりあるいは水道料金を下げるということは全く考えておりません。水道については、これは別途値下げを考えております。考えておりましたが、これは水道は年間10億円程度の売り上げの中で平成22年度の時点で9億円の積立金を持っておったわけです。内部留保金を9億円持っていたわけです。いわゆる内部留保金を9億円も持っているということは、1年分の売り上げにほぼ匹敵する内部留保金を抱えているということでもありますから、通常の企業では考えられない数字であります。通常は月商の3倍、これが通常の企業が持っているいわゆる積立金というか内部留保金です。いわゆる回せるお金です。それだけあればいいんで、実に6億円も余計に持っていたということが補助金審議会で指摘を受けまして、そのことによって補助金を減額していったわけです。ただ、その当時水道は水道でいろんな需要がありましたから、もちろん厳しいことは厳しいんですが、補助金審議会の中で、行財政改革の中でやると。さらに絞った雑巾をさらに絞るということで、私になってから、多分24年だったと思うんですが、水道料金の値下げを指示しまして議会提案したわけではありますが、値下げはまかりならんということでもありますから、そのまま今のところ現行料金でやっていると、そういう推移がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別々別々と言わないで、今言ったように逆の意味でのチャンスと受けとめて引き下げたほうが非常に市民のために、生活に必須のものですから、このことを私は強調したいと思います。

次に、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行事業、いわゆる債務負担行為の件に移りたいと思います。議案第110号であります。

今、北中の生徒のいわゆる6キロ以上の生徒たちは73人、南中の生徒は何人でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

それぞれの中学校の生徒についてご説明いたします。

北中学校につきましては全体で143人、6キロ以上の生徒が73人、6キロ未満の生徒は70人でございます。南中学校につきましては全体で281人、6キロ以上の生徒は80人、6キロ未満の生徒は201人ということで積算しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

積算でなくて281人のうちの80人が6キロ以上ということですか。積算でなくて実際ですね。

今、小松崎議員がかなり強調しましたね、やはり新しい中学校だと。私はこの統合には反対の立場でございまして、特にこの統合によってかなり大変な親の、生徒と保護者に大きな負担が強いられる結果になると。その責任は一体だれが取るのかというふうに反対討論をしたわけなんです、やはり生徒と保護者に大きな負担が今現在の南中学校でもかかっているんですよ。そういう実態は、教育長はわかっているんでしょうか。今でも頑張っている、頑張っていると言いますけれども負担がかかっているんですよ。その実態わかっていますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子どもたちの通学の距離数についてはずっと前から把握しております。今回この請願が出た経緯について私なりに考えを述べてみますと、小松崎議員が2度ほど私のところに……

[発言する者あり]

○教育長（菅澤庄治君）

それでは、そのあとで答えさせていただきます。

子どもたちの通学距離については十分理解しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どれだけ親と生徒に負担がかかっているかということをご存じなのかということをおっしゃったんですよ。具体例を挙げてみたらいいかと思うんですが、例えば雨が降ってかなり遠くまで自転車で通っていると。今言ったように280人の子どもたち、生徒が南中に通っているわけですね。大変な距離なんですよ。そういうときに雨が降ったりすると、親が軽トラックを持って行って軽トラックでまた自転車を乗っけてまた戻ってくる。これ親の負担ですね。もし軽トラックを持っていない、そういう人たちはどうなるのかなという心配もあるんですよ。そういうことはご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

確かに雨などの強い日は送迎が多かったり、あるいは大変だからという送迎ではなくて塾に行ったりするのに送迎が多かったり、南中前の道路には車が随分並ぶこともございます。ですが、

雨が降っても一生懸命自転車で来る生徒も何人もおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは家庭環境の問題があるわけですよ。軽トラックを持っていない、また親が、おじいちゃん、おばあちゃんがいるところといないところと。共稼ぎでまるっきりいない。そういう生徒は一人で一生懸命になってやるしかないんですよ。そういうのは、実際になぜあれだけ南中に雨の降っているときには送迎が来るか、こういう実態調査なんかはやったことありますか、検証したことございますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

検証したことはございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり6キロというのは、いわゆる適正化規模計画、国のね。これが出された、6キロの適正化規模というのは平成の大合併のときなんですよ。その後改善、いわゆる適正な通学距離というのがおとといの一般質問で私言いましたが、適正なというのは本当になるべく距離の短いところというふうに考えなければいけないんですよ。最大限に持っていくということを考えてはいけなと、これもちゃんと統合についての文部科学省の通達が出ているところであります。そこには6キロという数字はないんですよ。6キロというのはずっと前の昭和の大合併のときなんですよ。ですから、これからいうと6キロというのは平面で6キロというんですか。坂道があったり、また暗いところがあったり防犯上の問題があるんじゃないですか。そういう平面で距離を測っているだけでは解決できないと思うんですよ。こういうことについては検証なさっていますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

通学路の点検については、PTAの方も学校の教員もやっておって、ここが危険であるとか、ここは遠いとか、そういうことは検証しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、坂道を言っているんですよ。坂道というのはいわゆる距離的にはどういうふうに負担がかかるか、平地だったらまだいいですよ。平地ではないわけでしょう、かなり坂道があるじゃないですか。例えば田伏地区ですか、そういうところがあるからそういうところの、実際に私が言っているのは調査が必要だということをいっているんですよ。調査が必要だということを私はぜひその分を検証していただきたいということなんです。

もう1つお尋ねしますが、この人数、6キロを限度にした人数についてはどこまで。3年間だけですか検証しているのは、人数は。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

人数につきましては、26年度入学を前提とした数で想定してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、26年度で3年間だけしか検証していないと、その後は検証していないと思うんですね。やはり、その後検証も必要だと思いますので、その後の検証なんかについても検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第110号について質問いたします。

一番先に、一番単純な話ですけれども、議員というのはどうやってきたのか、ここに座っているのか、まず金田部長からお聞きしたい。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

市民に選ばれてここに出席していると思います。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市民に選ばれて我々は来ました。票が多い少ないは別として代表権を得てきたわけですね、ここに。なぜ今まで今私のやっている千代田地区の小学校の問題。みんな教育委員会がひとり歩きをしているのではないですか。議会をなぜ軽視したのか。この前の文教委員会的时候にも矢口龍人議員からも強く言われたわけです。ひとり歩きではなくて、文教委員会というのがあるのだったら、議会に諮るべきだ。そして、そこでいろいろな意見が出たならば全員協議会を開いて、議会にも了解をしながらいろいろな委員会とともに進まなかったらば、いろんなことがいかないんじゃないかと思うんですよ。このスクールバスの問題も、この前の文教委員会では全部自転車通学させると教育長は答えているんですよ。それなのに今度は出てきた。しかも、債務負担行為でやっていくということです。学区の編成も、し直さなければいけないところもあると思うんですよ。かすみがうらになったんだから、巾木免なんていうのは踏切を越えなければならない。下稲吉中学校じきそばなんだよ。これだって、そこいらの配慮をしたり、それから先ほど小松崎議

員からもあったように、新しくなった中学校なんですから、全体の生徒を考えてスクールバスは考えるべきだと思ったんですが、どうなんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員ご指摘のように、議会軽視と受け取られる我々の対応だったかもしれませんが、私としては、また教育委員会としましても議会の軽視するつもりはさらさらございませんで、学区審議会の答申や統合委員会のことなどについてもなるべくお伝えをしてお考えをいただくという姿勢でおりますし、今後もそうしていきたいと思っておりますのでよろしくご指導を願いたいと思ひます。

○  
○  
○  
○  
○  
○  
○

[「話し違ふからね。制止してくださいよ」と呼ぶ者あり]

○  
○

○議長（鈴木良道君）

教育長に申し上げます。

これ議題が違いますので。

[「圧力なんかかけていないからね」と呼ぶ者あり]

○教育長（菅澤庄治君）

○  
○  
○  
○  
○

○議長（鈴木良道君）

教育長、教育長に申し上げます。

議題が違いますので。

○教育長（菅澤庄治君）

請願が出た理由でございますので、今回は全員のことと申しておりますので、それでは議員の皆様本当に考えていただきましょうというのが私の考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）



議会軽視はしていないというけれども、実際議会軽視だし、そうやって言えば圧力だと。圧力でもなんでもないんですよ。子どもを心配しているから小松崎議員は言ったんだと思う。ひとりよがりだというのは、全体的に今の合併の問題そうですよ。だから、文教委員会でもひとりよがりはするんじゃないよと。これは中学校の問題は額田君が委員長でしっかりやってくれていますけれども、そこで出たらば文教委員会なり議会、そして全員協議会で議会に諮って了解を取ってからこういうのをやるべきだと思う。それが債務負担行為でぱっと出された。請願も出ているようですけれども、それではひとりよがりだと思うんですよ、教育長、どうなんですか。だから、私は教育長は素晴らしい教育長だと私は思っているんですよ。平和教育をし、素晴らしい教育長。私は議員になって37年やっていますけれども、教育長7人つきました。一番平和教育やったのは菅澤教育長なんです。だけど、少しこのごろは独裁性を持っているんじゃないかと思うんですよ。どうですか、感じませんか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は独裁をしているつもりはさらさらございませんで、今回の要望につきましても統合委員会で決まったことを私のさじ加減でやるということとはとてもできないということでお答えをしてこういう結果になっているのであります。それから、統合委員会につきましては何回も何回も2週間に1回ぐらいのペースで開いておりますので、その都度その都度議会にお諮りするという時間がないというのが現状でございますが、今回の債務負担行為につきましてはもう少し早めにそのバスを決定して事前にお諮りすればよかったかなと私も反省しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

教育長、私はあなたを素晴らしい教育長だと思って今まで来たの。だから、ひとりよがりで行くのを、それはちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですよ。教育委員会でないことも教育長ならある委員を選んだり何かするというのが少し過ぎてしまっている。だから、ほかの議員や何かのことを無視してしまっただと。もう少し、もう少し私は相談してやる。債務負担行為なんていうのは大変な行為ですから、これらについては考えるべきだと思うんですよ。どうですか、もう一度しつこく聞きますけれども。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今回の債務負担行為についてはちょっと事務的に間に合わなかったということがあって、遅れて大変申しわけないと思っております。今後についてもなるべく細かく議会の皆様には報告しながら、ご指導いただきながら進めていきたいと、そう思っております。独裁なんていうつもりはさらさらございませんで、そういうことがあったときにはどうぞ厳しくご指導をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今からはそうしてもらわなければならないけれども、ここまできている。だけれども、霞ヶ浦中学校というのは全く新しくなった学校です。南中にも81人の6キロを超えた人がいるわけですから、よくそこらは検証していただきたい。今からでも直すところは直していかなければいけないと思うんです。それから、私は議員には質問はできませんけれども、要望だけしておきます。やはり、こういう教育の問題や大きな幅の問題のときには一部の議員だけではなくて、特に古参の廣瀬君もいますから、そういう人らの意見も聞くようお願いしたいと思って質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第86号ないし議案第113号に対する質疑を終結します。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

休 憩 午後 0時08分

---

再 開 午後 1時35分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長から、午前中の議案質疑におけるみずからの答弁中に不適切な発言があったので取り消したいとの「発言取り消し申出書」が提出されております。

解説書によれば、執行機関側の不穏当な発言の取り消しについては、会議規則で措置が定められておりませんが、取り消しを禁ずる理由がないので、議員の発言取り消しに準じて取り扱って支障がないと説明をされております。

この際、お諮りをいたします。

本日、午前中の教育長の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に準じ、配付した「発言取り消し申出書」に記載した部分の発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

以上です。

お諮りいたします。

ただいま議題になっておる議案第81号ないし第113号の審査は、議長を除く全議員で構成をする平成25年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号ないし第113号の審査は、議長を除く全議員で構成する平成25年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時37分

---

再 開 午後 1時49分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に平成25年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

委員長に藤井裕一君、副委員長に小松崎 誠君。

以上のとおり当選されましたので報告をいたします。

---

日程第 2 議案第 114号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

矢口龍人君。

○12番(矢口龍人君)

114号の市道路線の変更についてですけれども、この資料をいただきましたもので194.9mを82.8mに変更ということでございますけれども、現在の現況はどのようになっているかご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

途中までは舗装道路になっておりまして、両脇に団地等の建物等が建っております。その先につきましては現況道路の形態はございません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番(矢口龍人君)

そうしますと、この路線は延長が短くなるということですので、これは市のほうで払い下げ、買い上げなのかな。どちらで、また面積はどの程度になるんだか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

払い下げ要望がございまして払い下げの手続に入るわけですが、延長的なものは110何メートル減らすわけがございまして、面積的には具体的にまだそこまでは把握してございません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

この場所はたしか雨水排水かなんかが設置してあるかなというふうにかう思っていたんですけども、その部分はどのようにしていくのか説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その払い下げを求める方の土地に排水の流末が行ってございます。そのような件がございまして、一部私のほうではその流末の排水路、借地でございますので、その分と払い下げする道路敷の面積の今一部交換等も検討している旨、その申請者には伝えてございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうしますと、あとその払い下げの金額等はもう提示してあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

廃道がご承認いただきましたあと、2カ月間の道路形態で残しておくほか道路法上決まっておりますので、2カ月後にその部分の保存登記をしまして普通財産に所管替えしまして、担当部署総務部の検査管財になると思っておりますが、そちらで鑑定のほうをかけ、払い下げ単価が決まってくるものと思っております。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第114号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号の審査は、産業建設委員会へ付託をいたします。

---

日程第 3 請願第 6 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす12月7日から18日までの計12日間を休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（鈴木良道君）

次回は12月19日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時54分